

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成 14 年法律第 88 号
手続名	狩猟免許の取消し、効力の停止	根拠条項	第 5 2 条
処 分 基 準	<p><b>【狩猟免許取消し】</b></p> <p>(1) 狩猟免許を取り消さなければならない場合（鳥獣保護法第 5 2 条第 1 項） 鳥獣保護法第 4 0 条第 2 号（同法施行規則第 4 7 条で定める病気）から第 4 号までに該当することが判明したとき</p> <p>(2) 狩猟免許の全部又は一部を取り消す場合の基準（鳥獣保護法第 5 2 条第 2 項） 鳥獣保護法第 8 3 条第 1 項各号及び第 2 項並びに第 8 4 条第 1 項各号及び第 2 項に該当するとき 鳥獣保護法第 4 8 条及び施行規則第 5 2 条の適性試験の合格基準を満たさないとき</p> <p><b>【狩猟免許の効力の停止】</b></p> <p>(1) 効力の停止を 1 年間とすることができる場合の基準（鳥獣保護法第 5 2 条第 2 項） 鳥獣保護法第 8 5 条第 1 項各号に該当するとき 鳥獣保護法の違反形態の中で罰則規定の定められていない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者</p> <p>(2) 狩猟期間中の 2 ヶ月を含む期間を定めて効力を停止することができる場合の基準（鳥獣保護法第 5 2 条第 2 項） 鳥獣保護法第 8 6 条各号に該当するとき 鳥獣保護法の違反形態の中で罰則規定の定められていない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者以外の者</p> <p>（参考）平成 19 年 3 月 23 日付け環自野発第 070323004 号環境省自然環境局野生生物課長通知 -1-7(2)、(3)</p>		
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課  生産者支援課
		交付 機関	生産者支援課
		目次	6 0